

重点目標及び三宅島社協で行っている 11 の事業ごとの計画についてお知らせいたします。

① 組織運営事業

・会員増強各地区委員等の協力

近年、会員会費や協力金の収入が減少しており、より多くの島民の皆さんへの社協の理解と、会員になっていただくための働きかけを小地域ごとに展開していきます。

・理事会・評議委員会を適宜開催

組織を円滑に運営するために理事・評議委員との相互連絡を密にして組織の活動を強化していきます。

・住民行政各種団体との連携

村役場、支庁、保健所等との連携にとどまらず、老人会、自治会との連携を進めていく。また三宅村老人クラブ連合会の事務局として運営を支援していきます。

・職員の資質向上を図るため各種研修会等に積極的に職員派遣

日々変化する福祉情勢や市民ニーズに対応できるよう、一層の人材育成に力を入れ、組織基盤の強化を図る。また、資格取得等への支援も行います。

・福祉会計サービスへのコンサルティング依頼

新会計基準の導入に伴い外部会計監査事務所と契約し適正な会計処理に努めます。

② 地域福祉

- ・ 公共機関等の移動手段での通院が困難な高齢者などに対し、医療機関及び福祉関係機関と連携し、在宅の高齢者の保健福祉を図るための通院送迎サービス事業を実施します。（三宅村補助事業）
- ・ 住民ニーズの把握に努め、地域福祉の充実に貢献します。
- ・ サロン活動など住民の自主的活動に協力・支援します。
- ・ 住民の交流を促進するとともに、福祉を身近に感じられる企画を実施します。
- ・ 地域に貢献する島内各団体の活動を助成します。

③ 高齢者福祉

- ・ 概ね 65 歳以上の高齢者・ひとり暮らしの障がい者等に対し、食事を提供し、レクリエーションや介護体操、音楽鑑賞といったふれあい型会食会事業を実施します。
- ・ 各地区老人クラブを訪問します。
- ・ 高齢者への相談援助を行います。
- ・ 三宅村、各地区敬老会等の行事に参加します。
- ・ 心身の健康維持に資する高齢者の自主活動を支援します。

④ 障がい者福祉

- ・ 地域活動支援センター事業の充実をはかります。
- ・ 障がい者（児）及びその家族への相談活動を行い、関係機関と連携して日常生活上必要な支援を行います。
- ・ 障がい者及びその家族の交流の機会を増やし、当事者活動を支援します。
- ・ 三宅村の障がい者関連事業に協力します。
- ・ 保健所などによる精神障がい者や難病患者などへのサービス実施に協力します。

⑤ボランティア活動

- ・～支え合う福祉の輪～『かめりあ』を実施し、福祉に関する情報の発信や相談、ボランティアの発掘や育成、ボランティア活動先の拡大、推進を図ります。（年8回）
- ・東京ボランティア・市民活動センター（東京都社会福祉協議会）との協働にて「夏体験ボランティア」を実施します。
- ・社会福祉協議会が行う様々な事業でボランティア活動を行う「社協ボランティア」（登録制）へボランティア保険料を助成します。
- ・島内で活動するボランティア団体等に協力します。

⑥広 報

- ・「社協だより」の発行とホームページを利用した、保健・福祉サービスや住民活動などの情報提供を行います。
- ・福祉に関するイベントを実施し住民の福祉への積極的参加と意識の向上に努めます。

⑦在宅福祉事業

- ・車いすや介護用ベッドなどの福祉用具の貸出を行い、在宅生活での福祉に関する相談及び関係機関等と連携し必要な支援を行います。
- ・在宅生活で必要とされる介護用品等の相談を行い、介護用品の斡旋や、実費販売などを行います。

⑧福祉サービス利用援助事業

- ・認知症等で判断力が低下し日常生活に不安を抱える高齢者や障がい者の生活を支えるための相談業務及び地域福祉権利擁護事業の運営、成年後見制度利用促進業務を行います。
- ・地域福祉権利擁護事業では、基本サービスとして福祉サービス利用援助相談を行い、日常金銭管理支援、書類等預かりサービスを契約していただく事で、利用者の方々の住み慣れた地域での生活を続けていただくためのサポートを行います。
- ・成年後見制度利用促進業務として、契約を行うことや財産の自己管理が難しい方に対して、成年後見制度を利用するための申し立て手続き等の相談支援を行います。また、成年後見制度申し立て中の支援として三宅村からの依頼に基づいて一時緊急事務管理等相談対応を行います。

⑨生活福祉資金貸付事業

- ・民生委員の協力を得て、低所得者や身体障害者の世帯などへの生活福祉資金貸付を行います。

⑩共同募金

- ・東京都共同募金会の「赤い羽根共同募金」及び災害義援金募金活動に協力します。
- ・地域福祉推進のために歳末地域たすけあい募金を実施します。

⑪訪問介護事業

- ・ケアマネージャーが立てたプランに沿ってホームヘルパーの派遣を実施し、身体介護と生活援助を行います。

三宅島社会福祉協議会では非常勤職員を募集しています。

① 訪問介護事業

契約された方のご自宅へ訪問し、清掃・調理、入浴介助等の業務が可能な方。

■ 勤務時間 : 8時30分~16時30分までの間の概ね3時間程度。

曜日、時間については相談に応じます。

■ 資格要件 : ホームヘルパー2級以上、普通自動車免許

自家用車で訪問していただきます。

② 通院送迎事業

公共交通機関の利用が困難な村民の方の、自宅から中央診療所・歯科診療所への送迎ドライバーとして8人乗りワゴン車の運転が可能な概ね65歳までの方。

■ 勤務時間 : 9時~12時まで概ね3時間、週3回程度。

■ 待遇 : 時間給1,000円、その他交通費。島外で実施される研修に参加可能な方

雇用期間は三宅島社会福祉協議会規程に基づき契約をいたします。

詳しくは04994-5-7051 三宅島社会福祉協議会 齊藤までご連絡ください。

寄付金のお知らせ

平成28年2月末から3月末までの間に下記の方々よりご寄付いただきましたので、報告いたします。

ご厚志、誠にありがとうございます。平成28年度も三宅島社協は地域福祉の推進のため、努力して参ります。

- ・ 沖山敏保様より 故沖山宣子様 香料の一部を 訪問介護事業推進のため
- ・ 鈴木博樹様より 故鈴木則子様 香料の一部を
社会福祉協議会運営、障がい者福祉事業推進のため
- ・ 長谷川浩様より 故長谷川イチ子様 香料の一部を 社会福祉協議会運営のため
- ・ 片瀬優子様より 故山本かずみ様 香料の一部を 地域福祉事業推進のため
- ・ 長谷川博一様より 故長谷川紋子様 香料の一部を 地域福祉事業推進のため
- ・ 井上綱行様より 故井上茂春様 香料の一部を 訪問介護事業推進のため
- ・ 匿名の方々より

平成 28 年度 三宅島社協重点目標

～ 事業計画 重点目標 ～

- 1). 住民主体の地域福祉活動の推進をはかります。住民のボランティア活動への参加を推進するとともに、住民活動への支援を行います。
- 2). 介護保険による訪問介護事業を行う。関係機関との連絡調整に努め適切なサービスの提供を目指します。
- 3). 地域活動支援センター等の障がい者福祉事業を三宅村より受託し、適切な運営に努め、内容の充実をはかります。
- 4). 通院送迎サービスの拡充を検討します。
- 5). 地域福祉権利擁護事業を基幹的社協として実施します。
- 6). 福祉に関する啓発事業を実施し、住民の福祉への理解をすすめます。
- 7). 福祉サービス利用援助事業のサービス内容を拡充し、成年後見制度利用にむけた支援や緊急事務管理対応等を行います。
- 8). 新会計基準に則った会計業務を遂行します。

平成 28 年度 三宅島社協予算

平成 28 年度の予算収支内訳は以下の通りとなっています。

事務局にて詳細をご確認いただけます。

Ⅰ 収入

会費収入	¥500,000
寄付金収入	¥1,510,000
経常経費補助金収入	¥36,754,000
受託金収入	¥11,739,000
事業収入	¥1,723,000
たすけあい資金貸付事業	¥11,000
介護保険事業収入	¥15,141,000
その他収入	¥13,173,000
合計	¥ 80,551,000

Ⅱ 支出

組織運営事業	¥ 31,570,000
広報事業	¥ 1,902,000
地域福祉事業	¥ 6,100,000
福祉サービス利用援助事業	¥ 5,627,000
高齢者福祉事業	¥ 3,306,000
障害者福祉事業	¥ 7,642,000
ボランティア事業	¥ 4,794,000
在宅福祉事業	¥ 1,551,000
訪問介護事業	¥ 14,841,000
生活福祉資金貸付事務受託事業	¥2,901,000
たすけあい資金貸付事業	¥ 11,000
歳末たすけあい運動事業	¥ 6,000
合計	¥80,551,000